

○議長（茅沼隆文）

次に日程第7 発議第1号 開成町地元飲料の普及促進に関する条例を制定することについてを議題といたします。説明を提案議員に求めます。

佐々木昇議員。

○1番（佐々木 昇）

それでは、議案を朗読いたします。

発議第1号 開成町地元飲料の普及促進に関する条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。平成30年12月4日提出、提出者、開成町議会議員佐々木昇。賛成者、同、和田繁雄、同、山田貴弘、同、湯川洋治、同、菊川敬人。

提案理由、本町産の原材料を使用して生産された地元飲料による乾杯の習慣を広めることにより、地元飲料の普及促進を図るとともに地域の発展に寄与するため、開成町地元飲料の普及促進に関する条例の制定を提案いたします。

それでは、開成町地元飲料の普及促進に関する条例については、総務経済常任委員会を6回開催いたしまして、委員の総意において提案するものであります。

提案者の方々を代表して、御説明をいたします。次ページをお開きください。

開成町地元飲料の普及促進に関する条例の制定の趣旨について、御説明いたします。

地元飲料とは、本町で生産された農産物である米や弥一芋や本町の地下水を使用し、製造された日本酒、地ビール、焼酎などのいわゆるアルコール飲料や清涼飲料水、サイダー及びその他の飲み物として茶葉を原料としたお茶や水道水等をノンアルコール飲料としております。双方を含めて地元飲料として定めております。

地元飲料による乾杯の習慣を広めることにより、地域の活性化を図ることを目指し、この条例を提案するものでございます。

第1条では、まず地元飲料の定義を定め、本条例の規定する内容を総括的に示し、本条例の目的を明確とする規定でございませう。

第2条では、町の役割を規定したものでございませう。町は、地元飲料による乾杯の推進を図るとともに、情報発信に努める規定であります。そのためには、町は多くの事業を総合的に関連付けて実施する必要があるため、町の役割は努力義務といたしました。

第3条では、事業者の定義と役割を規定したものでございませう。

第4条では、町民の範囲と普及促進に協力する努力義務を定めたものでございませう。直接町民に対して協力するよう求めているものでありますが、第5条の規定にあるとおり、本来、お酒を飲むか飲まないか、何を飲むかは個人の自由であることから、町民の協力は努力義務となっております。

第5条では、運用上の配慮について定めたものでございませう。

また、地元飲料による乾杯を推進するだけでなく、個人の嗜好や個人の意思を尊重する規定としております。

附則、この条例は、公布日から施行するものでございませう。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですから、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

発議第1号 開成町地元飲料の普及促進に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。